

令和3年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(9 月 8 日 提 案 分)

神 奈 川 県

目 次

ページ

1	令和3年第3回神奈川県議会定例会（9月8日提案分）提出議案件数調	1
2	令和3年度9月補正予算会計別集計表	1
(1)	令和3年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書	2
3	令和3年度一般会計9月補正予算の内容	4
4	令和3年度一般会計9月補正予算地方債について	5
5	令和2年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について	7
6	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	8
7	神奈川県科学技術政策大綱の計画期間の変更の概要【政策局】	9
8	国家賠償請求事件和解金について【総務局】	10
9	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	11
10	神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	12
11	和解の概要【総務局】	13
12	神奈川県地震災害対策推進条例の一部を改正する条例の概要【くらし安全防災局】	15
13	豚熱防疫体制の整備について【環境農政局】	16
14	新型コロナウイルス感染症対策に係る福祉サービスの提供体制の維持について 【福祉子どもみらい局】	17
15	新型コロナウイルス感染症対策に係る生活支援について【福祉子どもみらい局】	18
16	新型コロナウイルス感染症対策に係る相談窓口運営体制の維持について【健康医療局】	19
17	新型コロナウイルス感染症対策に係る診療体制・検査体制等の維持について 【健康医療局】	20
18	新型コロナウイルス感染症対策に係る軽度・無症状患者宿泊療養施設の借上げ等 について【健康医療局】	22
19	新型コロナウイルス感染症対策に係る病床等の確保について【健康医療局】	23
20	新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種体制の強化について【健康医療局】	24
21	新型コロナウイルス感染症対策に係る患者の搬送調整及びクラスター対応の体制 整備について【健康医療局】	25
22	和解の概要【健康医療局】	26

23	地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更の概要【健康医療局】	27
24	動産の取得（専決処分）の概要【健康医療局】	28
25	新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援について【産業労働局】	29
26	訴訟の提起の概要【産業労働局】	30
27	令和3年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【県土整備局】	31
28	神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	32
29	県営阿久和団地公営住宅新築工事（3期－建築－第4工区）請負契約の内容 【県土整備局】	33
30	相模湖公園及び相模湖漕艇場の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	34
31	秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの指定管理者の指定の概要【県土整備局】	34
32	相模三川公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	35
33	山北つぶらの公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	35



1 令和3年第3回神奈川県議会定例会（9月8日提案分）提出議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数
一 般 会 計	1
特 別 会 計	—
企 業 会 計	—
合 計	1

(2) 条例その他

区 分	件 数		
	その1	その2	計
条 例 の 改 正	5	—	5
工 事 請 負 契 約 の 締 結	1	—	1
指 定 管 理 者 の 指 定	4	—	4
決 算 の 認 定 (公営企業及び流域下水道事業決算)	1	—	1
そ の 他	5	1	6
合 計	16	1	17

2 令和3年度9月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,509,317,997	162,195,374	2,671,513,371
特 別 会 計	2,047,484,222	—	2,047,484,222
企 業 会 計	149,343,809	—	149,343,809
合 計	4,706,146,028	162,195,374	4,868,341,402

(参考) 前年度(令和2年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	9月補正額			合 計 額
		(1)	(2)	計	
一 般 会 計	2,122,524,511	184,787,830	3,700,196	188,488,026	2,311,012,537
特 別 会 計	2,142,808,769	—	—	—	2,142,808,769
企 業 会 計	148,646,708	—	—	—	148,646,708
合 計	4,413,979,988	184,787,830	3,700,196	188,488,026	4,602,468,014

## (1) 令和3年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書

局 別	予 算 額	財 源			
		国庫支出金	分担金及 び負担金	使用料及 び手数料	財産収入
政 策 局					
総 務 局	100,000				
くらし安全防災局					
国 際 文 化 観 光 局					
ス ポ ー ツ 局					
環 境 農 政 局	27,520	715			
福 祉 子 ども み ら い 局	450,011	153,471			
健 康 医 療 局	157,354,179	155,596,310			
産 業 労 働 局	4,263,664				
県 土 整 備 局					
会 計 局					
各 局 委 員 会					
教 育 委 員 会					
警 察 本 部					
小 計	162,195,374	155,750,496			
合 計	162,195,374	155,750,496			

(単位 千円)

内 訳					備 考
寄附金	繰入金	諸収入	県 債	一般財源	
				100,000	
				26,805	
	296,540				
		904,032		853,837	
				4,263,664	
	296,540	904,032		5,244,306	
			2,923,185	△ 2,923,185	その他特定収入
	296,540	904,032	2,923,185	2,321,121	地方交付税 繰越金
					1,230,972 1,090,149

### 3 令和3年度一般会計9月補正予算の主な内容

新型コロナウイルス感染症への対応など、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症対策

ア 医療提供体制の維持と感染拡大防止対策	157,354,179千円
イ 福祉サービスの提供体制の維持	296,540千円
ウ 生活支援	153,471千円
エ 事業者支援	4,263,664千円

#### (2) その他

ア 豚熱防疫体制の整備	27,520千円
イ 国家賠償請求事件和解金	100,000千円

【予算に関する説明書 17～18頁】

4 令和3年度一般会計9月補正予算地方債について

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現在高見込額	
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 普 通 債	[1,322,918,012] 1,612,073,277	(25,041,000) [1,270,979,946] 1,570,520,966	補正前の額	77,228,000	[132,882,777] 106,980,477	[1,240,366,169] 1,565,809,489	
			補 正 額	-	-		
			計	77,228,000	[132,882,777] 106,980,477		
	(1) 民 生	[30,145,162] 35,440,677	(1,883,000) [30,991,469] 36,009,249	補正前の額	4,744,000	[2,901,017] 4,118,752	[34,717,452] 38,517,497
				補 正 額	-	-	
				計	4,744,000	[2,901,017] 4,118,752	
	(2) 衛 生	[20,513,525] 22,534,275	(308,000) [20,161,941] 22,335,556	補正前の額	606,000	[1,756,345] 1,246,916	[19,319,596] 22,002,640
				補 正 額	-	-	
				計	606,000	[1,756,345] 1,246,916	
(3) 労 働	[7,543,250] 9,017,225	(6,997,900) [6,997,900] 8,890,075	補正前の額	407,000	[653,240] 440,150	[6,751,660] 8,856,925	
			補 正 額	-	-		
			計	407,000	[653,240] 440,150		
(4) 農 林 水 産	[79,774,627] 98,705,517	(1,177,000) [72,249,938] 90,729,788	補正前の額	2,426,000	[7,779,107] 7,410,367	[68,073,831] 86,922,421	
			補 正 額	-	-		
			計	2,426,000	[7,779,107] 7,410,367		
(5) 土 木	[860,425,762] 1,064,202,907	(16,577,000) [823,635,162] 1,035,650,477	補正前の額	42,972,000	[88,360,748] 55,513,922	[794,823,414] 1,039,685,555	
			補 正 額	-	-		
			計	42,972,000	[88,360,748] 55,513,922		
(6) 警 察	[62,629,495] 74,462,320	(747,000) [58,677,468] 69,235,588	補正前の額	3,138,000	[4,722,611] 7,009,266	[57,839,857] 66,111,322	
			補 正 額	-	-		
			計	3,138,000	[4,722,611] 7,009,266		
(7) 教 育	[143,344,163] 168,591,503	(4,221,000) [147,249,787] 175,030,812	補正前の額	18,476,000	[11,878,906] 16,508,441	[158,067,881] 181,219,371	
			補 正 額	-	-		
			計	18,476,000	[11,878,906] 16,508,441		
(8) そ の 他	[118,542,028] 139,118,853	(128,000) [111,016,281] 132,639,421	補正前の額	4,459,000	[14,830,803] 14,732,663	[100,772,478] 122,493,758	
			補 正 額	-	-		
			計	4,459,000	[14,830,803] 14,732,663		
2 災 害 復 旧 債	[2,156,966] 2,187,686	(9,000) [5,036,226] 5,092,721	補正前の額	724,000	[93,975] 68,165	[5,675,251] 5,757,556	
			補 正 額	-	-		
			計	724,000	[93,975] 68,165		
	(1) 総 務	3,000	3,000	補正前の額	-	-	3,000
				補 正 額	-	-	
				計	-	-	
	(2) 農 林 水 産	[462,183] 482,283	(9,000) [1,171,593] 1,212,728	補正前の額	242,000	[34,092] 12,782	[1,388,501] 1,450,946
				補 正 額	-	-	
				計	242,000	[34,092] 12,782	
(3) 土 木	[1,691,783] 1,702,403	[3,861,633] 3,876,993	補正前の額	482,000	[59,883] 55,383	[4,283,750] 4,303,610	
			補 正 額	-	-		
			計	482,000	[59,883] 55,383		

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み			当該年度末 現在高見込額		
			補正前の額	当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
3 その他			補正前の額	214,000,000	[156,010,835] 99,887,778	[2,142,189,790] 2,652,170,891		
		[2,051,594,802] 2,474,089,598	[2,081,277,440] 2,535,135,484	補正額	2,923,185		-	
				計	216,923,185		[156,010,835] 99,887,778	
	(1) 減税補填債			補正前の額	-	[11,550,300] 4,730,910	[77,611,483] 133,922,895	
			[101,122,379] 148,411,355	[89,161,783] 138,653,805	補正額	-		-
					計	-		[11,550,300] 4,730,910
	(2) 臨時税收補填債			補正前の額	-	[2,023,450] -	[11,312,925] 18,395,000	
			[15,359,825] 18,395,000	[13,336,375] 18,395,000	補正額	-		-
				計	-	[2,023,450] -		
(3) 減収補填債			補正前の額	-	[4,349,168] 4,590,578	[121,471,642] 122,238,322		
		[78,101,490] 78,899,760	[125,820,810] 126,828,900	補正額	-		-	
				計	-		[4,349,168] 4,590,578	
(4) 臨時財政対策債			補正前の額	214,000,000	[125,451,885] 90,437,258	[1,923,733,160] 2,357,047,094		
		[1,852,578,650] 2,223,951,025	[1,832,261,860] 2,230,561,167	補正額	2,923,185		-	
				計	216,923,185		[125,451,885] 90,437,258	
(5) 枠外債			補正前の額	-	11,501	57,111		
		79,458	68,612	補正額	-		-	
				計	-		11,501	
(6) 調整債			補正前の額	-	117,531	8,552,469		
		4,353,000	8,670,000	補正額	-		-	
				計	-		117,531	
(7) 猶予特例債			補正前の額	-	[12,507,000] -	[△549,000] 11,958,000		
		-	11,958,000	補正額	-		-	
				計	-		[12,507,000] -	
合 計		(25,050,000)	補正前の額	291,952,000	[288,987,587] 206,936,420	[3,388,231,210] 4,223,737,936		
		[3,376,669,780] 4,088,350,561	[3,357,293,612] 4,110,749,171	補正額	2,923,185		-	
				計	294,875,185		[288,987,587] 206,936,420	

備考 1 ( )内の金額は外書きで、次年度への繰越額を示す。  
2 [ ]は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

5 令和2年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について

令和2年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求めるものである。

6 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の控除対象期間を更新するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人のうち、2法人について、控除対象期間を更新するなど、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

令和3年11月1日。ただし、主たる事務所の所在地の変更については、公布の日。

7 神奈川県科学技術政策大綱の計画期間の変更の概要

(1) 変更の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針を踏まえ、神奈川県科学技術政策大綱の計画期間の変更を行うものである。

(2) 変更の内容

ア 変更前計画期間 2017（平成29）年度～2021（令和3）年度（5年間）

イ 変更後計画期間 2017（平成29）年度～2022（令和4）年度（6年間）

8 国家賠償請求事件和解金について【総務局関係】

2款 総務費 6項 総務管理費

⑨ 国家賠償請求事件和解金

(1) 目的

民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所から和解勧告があり、これに応じる。

(2) 内容

元県職員が業務過重により自死に至った公務災害事案に関する損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所からの和解勧告に基づき和解する。

(3) 予算額 100,000千円

9 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の業務に従事した場合における保健福祉業務等従事手当の特例を設けるとともに、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正により新たに規制対象となったクロスボウを所持、使用した犯罪に対応した場合の警察業務手当に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 警察業務手当（第47条関係）

職員がクロスボウ若しくはクロスボウの疑いのある物を所持、使用した被疑者の逮捕等の業務に従事したときは、銃器や刀剣類等を所持、使用した犯罪に対応した場合と同様に、警察業務手当を支給することとする。

イ 保健福祉業務等従事手当（附則第3項関係）

職員が新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種の業務に従事したときは、保健福祉業務等従事手当を支給することとする。この場合の手当額は、日額3,000円とする。

(3) 施行期日等

公布の日から施行し、令和3年7月17日から適用する。ただし、(2)アについては、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

10 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

第4期の「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」における特別対策事業の安定的な財源を確保するため、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）の適用期間について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の超過課税の適用期間を5年間延長する。（附則第44項関係）

ア 税率（上乗せ率は現行どおり）

区 分	標準税率①	上乗せ率②	超過税率（①+②）
均等割	1,500円 (1,000円)	300円	1,800円 (1,300円)
所得割	4% 〔指定都市に住所を 有する者は2%〕	0.025%	4.025% 〔指定都市に住所を 有する者は2.025%〕

※ 均等割の（ ）内は、東日本大震災の復興財源として標準税率に500円上乗せさせる措置（平成26年度～令和5年度）が終了した後の税率

イ 適用期間

令和4年度から令和8年度まで

ウ 税込規模

単年度平均 約42億円

(3) 施行期日等

令和4年1月1日から施行し、令和4年度以後の年度分の個人県民税について適用する。

## 11 和解の概要

### (1) 目的

元県職員が業務過重により自死に至った公務災害事案に関する損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所から和解勧告があり、これに応じるものである。

### (2) 和解の内容

#### ア 件名

元県職員が業務過重により自死に至った公務災害事案に関する損害賠償請求事件に係る和解

#### イ 和解の相手方（原告）

県外在住 個人

#### ウ 和解内容

県は、過重な業務に従事させたことが原因で、相手方の子である元県職員（以下「元県職員」という。）を死に至らせ、相手方に深い悲しみと重大な精神的苦痛を負わせたことについて、衷心より謝罪する。

また、本件事件の和解の趣旨を十分に踏まえ、労働関係法令を遵守し、職員の長時間労働や過重労働等についての再発の防止に努める。

県は、相手方に対し、本件に関する和解金として、金1億円の支払義務があることを認める。

### (3) 事件の内容

平成28年11月14日、元県職員が、過重な業務に起因して自死に至った。

### (4) 訴訟の経過

ア 原告は、県が被災者に対する安全配慮義務に違反した等として、国家賠償法第1条に基づき、総額1億68万3,383円の損害賠償金及び遅延損害金の支払いを求めて、令和元年11月13日付けで横浜地方裁判所に提訴した。

イ これに対し、県は、元県職員が長時間労働を行い、過重な業務に起因して自死に至った点は認めるものの、安全配慮義務の程度や損害賠償の算定方法等について争いがあるとして応訴した。

ウ その後、口頭弁論、弁論準備手続等が行われたが、裁判所から和解

に向けた協議をするよう示唆があり、協議を重ねた結果、令和3年8月2日、再発防止に努めること、和解金1億円を支払うこと等を内容とする和解条項案が提示された。

12 神奈川県地震災害対策推進条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

災害対策基本法の一部改正を踏まえ、避難勧告が廃止され避難指示に一本化されたこととの整合を図るため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

「勧告」を「指示」に改める。（第14条関係）

(3) 施行期日

公布の日

13 豚熱防疫体制の整備について【環境農政局関係】

7款 農林水産業費      2項 畜産業費

豚熱対策事業費

(1) 目的

令和3年7月の養豚場における豚熱の発生を受け、豚熱の予防対策を拡充する。

(2) 内容

新たに、民間家畜防疫員の追加雇用による防疫体制強化や養豚場への殺鼠剤の配布による飼養衛生管理等の充実を図る。

(3) 予算額      27,520千円

14 新型コロナウイルス感染症対策に係る福祉サービスの提供体制の維持について【福祉子どもみらい局関係】

4款 民生費 3項 老人福祉費

介護ロボット普及推進事業費

(1) 目的

介護サービス事業所等における感染拡大防止対策や職員の負担軽減を図る。

(2) 内容

介護サービス事業所等への介護ロボットやオンライン面会用タブレット端末等の導入に対して補助する。

(3) 予算額 296,540千円

15 新型コロナウイルス感染症対策に係る生活支援について【福祉子どもみらい局関係】

4款 民生費 4項 生活保護費

保護施設等感染症対策費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者を支援する。

(2) 内容

自立相談支援機関等における相談体制の強化を行う市町村に対して補助する。

(3) 予算額 153,471千円

16 新型コロナウイルス感染症対策に係る相談窓口運営体制の維持について  
【健康医療局関係】

5款 衛生費 1項 公衆衛生費

新型コロナウイルス感染症体制整備費

(1) 目的

各保健福祉事務所等における新型コロナウイルス感染症関連業務の体制を強化する。

(2) 内容

各保健福祉事務所等に看護師・保健師等を配置する。

(3) 予算額 450,883千円

こころの健康づくり感染症対策費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症に係る相談体制の確保を図る。

(2) 内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、宿泊療養施設又は自宅で療養する軽症者や同感染症の患者を受け入れる医療機関等の従事者に生じる不安・ストレスを解消するため、相談体制を整備する。

(3) 予算額 4,872千円

17 新型コロナウイルス感染症対策に係る診療体制・検査体制等の維持について【健康医療局関係】

5款 衛生費 1項 公衆衛生費

一部<sup>新</sup> 新型コロナウイルス感染症対策費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等を図る。

(2) 内容

ア 感染症検査事業費

行政検査の民間検査機関への委託、検査費用の自己負担相当額の公費負担を行う。

イ 新型コロナウイルス感染症患者物品等配送支援事業

重点医療機関等で必要な医療物資を適切に整理、保管し、速やかに配送する。

ウ 新型コロナウイルス感染症患者支援事業

新型コロナウイルス感染症患者の健康観察のため、電話等による相談を行う。

エ 感染症診査協議会運営費（新型コロナウイルス感染症分）

保健福祉事務所において、新型コロナウイルス感染症患者への入院勧告、入院期間延長等に関する必要な事項を審議する。

オ 医療通訳支援事業費（国庫）

新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関や感染症専用ダイヤル等に対して、多言語コールセンターによる電話通訳サービス等を提供する。

カ 感染症対策システム運営費

新型コロナウイルス感染症対応に係る情報システム基盤について、運営体制の維持に必要な業務の外部委託等を行う。

キ 感染症患者移送費（国庫）

民間移送業者を活用して、新型コロナウイルス感染症患者を医療機関に迅速に搬送する。

ク 感染症患者入院医療費（国庫）

勧告等に基づき入院した新型コロナウイルス感染症患者に対し、感染症診査協議会において認められた範囲の医療について公費負担を行う。

ケ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金補助（市町村）

相談業務等の感染症対策事業に対して補助する。

コ 新型コロナウイルス感染症発熱患者診療体制確保支援事業費

年末年始に、発熱患者の診療体制を確保した医療機関等を支援するため、協力金を支給する。

サ 腎疾患対策推進事業費（国庫）

透析施設の患者が新型コロナウイルスに感染し、各透析施設が空き病床を確保できなかった場合に、受入先の調整をコーディネーターに依頼し、その費用を支払う。

シ 新型コロナウイルスコールセンター運営委託費

県民からの新型コロナウイルスに関する問合せに対応するため、新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等の運営を継続する。

(3) 予算額 7,686,521千円

18 新型コロナウイルス感染症対策に係る軽度・無症状患者宿泊療養施設の借上げ等について【健康医療局関係】

5款 衛生費 1項 公衆衛生費

軽度・無症状患者宿泊療養施設運営費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の確保を図る。

(2) 内容

新型コロナウイルス感染症の軽症者・無症状患者が宿泊療養するための施設を確保し、運営等を行う。

(3) 予算額 22,361,819千円

19 新型コロナウイルス感染症対策に係る病床等の確保について【健康医療局関係】

5款 衛生費 1項 公衆衛生費

感染症病床確保支援事業費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の確保を図る。

(2) 内容

新型コロナウイルス感染症患者受入れに必要な病床確保等に対する空床確保料を補助する。

(3) 予算額 110,644,066千円

重点医療機関等整備運営事業費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の確保を図る。

(2) 内容

ア 感染症患者入院医療機関等設備整備費補助（国庫）

医療機関における新型コロナウイルス感染症患者受入れや通常診療維持のため、設備整備や感染防止対策に対して補助する。

イ 重点医療機関（仮設病棟）運営委託費

重点医療機関の機能を強化するため、医療機関に仮設病棟の運営を委託する。

(3) 予算額 4,237,200千円

20 新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種体制の強化について  
【健康医療局関係】

5款 衛生費 1項 公衆衛生費

一部(新) 新型コロナウイルスワクチン接種体制整備費

- (1) 目的  
円滑なワクチン接種を推進する。
- (2) 内容  
個別接種や職域接種に対応した医療機関への支援金の支給等を行う。
- (3) 予算額 11,885,222千円

21 新型コロナウイルス感染症対策に係る患者の搬送調整及びクラスター対応の体制整備について【健康医療局関係】

5款 衛生費 4項 医薬費

災害時医療救護体制整備費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、神奈川DMAT等の派遣や搬送調整等の業務を行う。

(2) 内容

神奈川DMAT等の派遣や、搬送調整業務、感染拡大防止対策業務に従事する医療従事者及び医療機関に対し、謝金及び負担金を支払う。

(3) 予算額 83,596千円

## 22 和解の概要

### (1) 目的

県が運営する宿泊療養施設で発生した療養者死亡事案について、民法第695条に基づく和解を行うものである。

### (2) 和解の内容

#### ア 件名

県が運営する宿泊療養施設で発生した療養者死亡事案に係る和解

#### イ 和解の相手方及び和解金額

(ア) 和解の相手方 県内在住 個人 ほか2名

(イ) 和解金額 575万円

### (3) 事案の概要

新型コロナウイルス感染症に罹患した療養者が、令和2年12月8日に県が運営する宿泊療養施設に入所し、療養していたところ、同月11日に連絡がとれない状態となり、安否確認及び医療機関への搬送が速やかに行われなかったところ、室内において心肺停止の状態で見られ、救急搬送されたが搬送先において死亡が確認された。

### (4) 経緯

ア 令和2年12月12日 遺族への謝罪

イ 令和3年2月8日 遺族に対し補償額提示、和解に向けた話し合いを開始

ウ 令和3年8月9日 和解案の内容等について合意

23 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方独立行政法人神奈川県立病院機構が県から承継した資産について最新の状況を明記するため、所要の変更を行うものである。

(2) 変更の内容

除却した循環器呼吸器病センターの講堂棟について、「令和3年2月除却」と表示する。

(3) 施行期日

地方独立行政法人法第8条第2項の規定による総務大臣の認可の日

24 動産の取得（専決処分）の概要

(1) 動産の取得の趣旨

新型コロナウイルス感染症対策に係る抗原検査キットの買入れについて急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものである。

(2) 動産の取得の内容

ア 品目及び数量	抗原検査キット 1,053,750キット
イ 契約者名	富士レビオ株式会社 代表取締役社長 藤田 健
ウ 契約金額	10億4,321万2,500円
エ 納入期限	令和3年9月10日までに250,000キット 令和3年9月17日までに250,000キット 令和3年10月8日までに553,750キット
オ 契約の方法	随意契約
カ 随意契約理由	本件は、緊急な配備を要するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項に基づき、富士レビオ株式会社との随意契約により物品購入契約をすることとしたものである。

25 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援について【産業労働局関係】

8 款 商工費 1 項 商工総務費

一部⑨ 中小企業・小規模企業再起支援事業費補助

(1) 目的

中小企業者等の感染拡大防止対策や新たな事業展開を後押しし、事業活動の継続を支援する。

(2) 内容

中小企業者等の感染拡大防止対策等の取組みに対して補助する。

(3) 予算額 4,263,664千円

26 訴訟の提起の概要

(1) 要旨

県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の配偶者に対し、詐害行為取消請求の訴訟を提起するものである。

(2) 内容

ア 件 名

県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の配偶者に対する詐害行為取消請求事件

イ 訴訟の相手方

ウ 請求内容

不動産の贈与に対する詐害行為取消請求

(3) 経過

連帯保証人であった夫（故人）から妻へ不動産を贈与した事実が発覚したため、詐害行為取消請求の訴訟を提起するものである。

【予算に関する説明書 15～16頁】

27 令和3年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【県土整備局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源		千円
かながわ電子入札 共同システム改修 費	千円 69,588	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和3年度 ～ 令和4年度	69,588	そ の 他	42,728		
				一般財源	26,860		

(変更)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源		千円
都市公園指定管理 費	千円 8,801,925	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和3年度 ～ 令和8年度	8,801,925	そ の 他	-		
				一般財源	8,801,925		
補正後	10,292,663	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和3年度 ～ 令和8年度	10,292,663	そ の 他	-		
				一般財源	10,292,663		

28 神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

景観行政団体である鎌倉市が屋外広告物法第28条の規定に基づき、屋外広告物に係る条例の制定又は改廃に関する事務を処理することを可能とするため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

屋外広告物の規制等に関する条例の制定及び改廃の事務を処理する自治体として、鎌倉市を追加する。

(3) 施行期日、経過措置及び事務処理の特例に関する条例の一部改正

ア 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

イ 経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

ウ 事務処理の特例に関する条例の一部改正

神奈川県屋外広告物条例の一部改正に伴い、移譲先市町村から鎌倉市を削除する。

【議案（条例その他） 6頁 定県第129号議案】

29 県営阿久和団地公営住宅新築工事（3期－建築－第4工区）請負契約の内容

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 工 事 名 称   | 県営阿久和団地公営住宅新築工事（3期－建築－第4工区）                       |
| (2) 工 事 場 所   | 横浜市瀬谷区阿久和南四丁目8－185外                               |
| (3) 請負契約者名    | 昭和・北沢特定建設工事共同企業体<br>代表者 昭和建設株式会社<br>代表取締役 工 藤 圭 亮 |
| (4) 請負契約金額    | 10億8,937万700円                                     |
| (5) 工事着手年月日   | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内      |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和5年3月17日   |

【議案（条例その他） 7 頁 定県第130号議案】

30 相模湖公園及び相模湖漕艇場の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条及び神奈川県立相模湖漕艇場条例第7条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	相模湖公園及び相模湖漕艇場
イ 指定管理者	
(ア) 名称	相模湖観光協会・神奈川県ボート協会グループ
(イ) 主たる事務所の所在地	相模原市緑区与瀬1183番地
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他） 8 頁 定県第131号議案】

31 秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条及び神奈川県立山岳スポーツセンター条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	秦野戸川公園及び山岳スポーツセンター
イ 指定管理者	
(ア) 名称	神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区扇町三丁目8番地8
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

32 相模三川公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	相模三川公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービスグループ
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区扇町三丁目8番地8
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

33 山北つぶらの公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	山北つぶらの公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	公益財団法人神奈川県公園協会
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区扇町三丁目8番地8
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで